

湖南省結婚新生活支援事業のチェック項目

対象となる世帯の確認 次の①～⑦の全てに該当する世帯

問1. 結婚された日（婚姻届をだされた日）はいつですか？

【 年 月 日 】

①令和2年1月1日から令和3年2月29日までに婚姻届を受理された世帯

問2. 平成31年中（H31.1.1～R1.12.31）の夫婦の所得の合算が、340万円未満ですか？

【夫： 万円・妻： 万円】

注意①：ここでいう所得は、「給与所得」です。給与収入（年収）ではありません。
（給与所得＝×給与収入 ○給与所得控除額）
（自営業の場合：売上金額-必要経費）です。

注意②：貸与型奨学金を返済している場合は、その金額を控除後の所得
申請時には、返済していることがわかるものが必要です。

問2-1. 結婚を機に転職・離職されていませんか？

【 転職・離職した ・ していない 】

注意③：転職した場合は、転職した翌月の給与明細書が必要です。その給与明細書の所得の12を乗じた金額で算出します。
離職した場合は、離職票が必要です。会社もしくは、再発行の場合はハローワークで手続きできます。

②婚姻日において夫婦とも34歳以下

誕生日の前日に年齢が加算される（民法第143条）。昭和60年（1985年）がボーダー
※誕生日と同日に婚姻した場合、昭和60年（1985年）以前の生まれは対象外



S60.6.2生が令和2.6.2に婚姻した場合、対象外となります。

<説明>

S60生まれは令和2年（2020年）の誕生日が来たら35歳になります。

上記の場合、誕生日の前日である令和2.6.1に年齢が加算され35歳となります。

よって婚姻日の令和2.6.2において35歳となっており、34歳以下ではありませんので対象外です。

③平成31年（2019年）中の夫婦の所得を合算した金額が340万円未満である世帯

問3. 結婚を機に湖南省内に新しく物件を購入・賃貸されましたか？
いつ購入、いつから賃貸されましたか？

【 新しく物件を 購入 ・ 賃貸 】
【いつ購入？いつから賃貸？： 年 月 日（から）】

問3-1. その新しく購入・賃貸された物件に転入（転居）した日はいつですか？
（住民票をおいた日）

【夫： 年 月 日 妻： 年 月 日】

④令和2年1月1日から令和3年2月29日までの間に結婚を機に湖南省にある住居を新たに購入・賃借し、当該物件に住所を転入（転居）し届を提出・受理されている世帯

問4. 他の公的制度（生活保護など）による家賃補助を受けていませんか？

【 受けている ・ 受けていない】

⑤他の公的制度による家賃補助を受けていない世帯

⑥過去にこの制度に基づく家賃補助を受けていない世帯

問6. 市税の滞納はありませんか？

【 滞納がある ・ 滞納がない 】

⑦市税の滞納がない世帯

対象となる経費の確認

※いずれの経費も令和2年1月1日から令和3年2月29日までに支出した経費が対象

【引越した日・売買契約日・賃貸契約日： 年 月 日】

【引越し費用】

問1. 引越し業者や運送業者に支払った実費がありますか？申請時には、領収書の写しが必要になります。

【 具体的な引越し費用： 】

注意：不用品の処分費用および自らレンタカーを借りて引っ越した場合、友人に頼んで引っ越した場合は対象になりません。

引越し業者や運送業者に支払った実費があり、領収書の写しがある。

【住居購入の場合】

問 1. 結婚を機に新たに物件を購入した費用が対象です。
申請時には、売買契約書と領収書の写しが必要になります。

注意：土地代、設備購入費は対象となりません。

売買契約書があり、支払った領収書がある。

【住宅賃貸の場合】

問 1. 物件を賃借する際に要した費用（敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む）共益費、仲介手数料）、家賃が対象となります。

【具体的な賃貸費用： 敷金・礼金・共益費・仲介手数料・家賃・その他】

注意：駐車場代（家屋の賃貸契約とは別に駐車場のみを借りている場合）、光熱費、設備購入費は対象とならない。

問 1-1. 勤務先から住宅手当が支給されていませんか？
支給されている場合は、家賃から住宅手当分を控除した額が対象となります。

【 住宅手当の支給あり ・ 支給なし 】

賃貸借契約があり、支払った領収書がある。

補助額の上限

【引越し費用】と【住居費】を合わせた額を対象とし、1世帯あたり18万円を上限

申請の流れ

- ①結婚・引越し
- ②婚姻届・転入（転居）届
- ③補助金申請
- ④審査
- ⑤補助金の支払

【まずは相談してください】
住民票や所得証明書などの請求には手数料（申請者負担）が必要となります。事前に対象世帯・対象経費になるかご確認ください。

申請のタイミング

①結婚（婚姻届）と引越し（転入・転居届）が完了している状態であり、家賃を対象経費とする場合は、対象となる月の家賃を支払い済である状態で申請してください。

要するに、全ての要件（婚姻・転入）を満たし、必要経費を支出した後に、申請に来てください。

【申請】

原則、地域創生推進課に申請書と関係書類を持参してください。

（令和2年6月1日から令和3年3月1日の平日・9:00から17:00までの間）

持参していただいた時に、申請書類のチェックをおこないます。

【補助金の支払い】

申請書を提出していただいてから、審査にはいりません。審査が完了し、交付対象決定者に交付決定の通知を送付しますので、交付請求書（様式第6号）を提出してください。

また、審査の結果、交付できない対象者にはご連絡します。

その他

予算がなくなり次第、申請受付を終了します。

申請書類が整った段階で受付し、その順番で審査し、予算を執行していきます。

よって、相談順、予約などはできません。

【予算】 18万円×10件＝180万円

申請時に必要な書類

交付申請書（様式第1号）

※市ホームページからダウンロードできます。

住民票

※当該物件（湖南省内）にある世帯全員の続柄の記載された住民票（300円）

婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本

※婚姻届受理証明書・・・婚姻届を提出した自治体でとれます。郵送でとりよせ可

※婚姻後の戸籍謄本・・・婚姻後の本籍地がある自治体でとれます。郵送とりよせ可

所得証明書

※平成31年中の所得証明書 6月1日頃より交付されます。

※令和2年1月1日に住所のあった自治体で交付されます。郵送でとりよせ可

※夫婦それぞれの所得証明書

【貸与型奨学金を返済した場合】

返済したことがわかるもの

【結婚を機に転職・離職した場合】

転職した翌月の給与明細書の写し

離職票

※離職した会社から発行してもらえる。再発行の場合は、ハローワークでも可

【住居費（賃貸）の場合】

賃貸借契約書および領収書の写し

住宅手当支給証明書（様式第2号）

※支給の有無に関わらず、勤務先に記入してもらってください。

※市ホームページからダウンロードできます。

【住居費（購入）の場合】

売買契約書および領収書の写し

【引越しの場合】

引越費用に係る領収書の写し

口座が確認できるもの（預金通帳の写し）

その他（ ）